

かるがも



第1号

発行所 千葉県こども病院
〒266-0007 千葉市緑区辺田町 579-1
TEL 043-292-2111
FAX 043-292-3815
<http://www.hosp.pref.chiba.jp/kodomo/>



平成14年 年頭ご挨拶

千葉県こども病院

院長 鳥羽 剛

千葉県こども病院の小児救急医療についての考え方

皆様、明けましておめでとうございます。健康で、あるいはご病気の方々も少しでも経過順調で新春をお迎えになられたら、とお祈り致しております。

さて、21世紀最初の1年、2001年は社会的には日本のみならず世界的に見ましても激動の、また暗い出来事が続いた1年だったと今更ながら印象深く思います。

一方、私ども小児医療現場に身近で最大の“社会問題”は、全国的に問題(欠陥)の多い小児救急医療制度であります。その主たる要因は、小児医療の不採算性と、それと関連ありとされる小児科医師の減少・高齢化、病院小児科の衰退、病院小児科医の過重労働と疲弊の現状です。私は、立場上、日本医師会および日本小児科医会の小児救急医療体制のあり方に関する検討のための両委員会のメンバーに選ばれ答申書の作成等に参画しておりますが、ここに集まる資料からは全国どこも(ごく一部の地域を除き)程度の差はあれ、状況は同じであり、一挙には解決できない多くの課題を背負っている実情です。

千葉県におきましても、千葉市の海浜病院の夜間と休日救急診療所の昼間の体制、さらに入院受け入れ二次病院体制が全国的に見て優れた内科・小児科救急体制である他は、初期救急診療の小児科診療体制が不完全(担当医が小児科系医師のみの所なし)であったり、入院の必要な患者さまが発生しても小児患者の受け入れ病院が1カ月のうち数日しかない(山武郡・長生郡など)とか、初期診療の小児科が不備なため初期の軽症な患者さまが本来入院患者の治療に専念できる筈の二次病院に押し掛けて病院小児科がパンク状態になる(帝京大学、成田赤十字、

松戸市立病院など)などの問題が生じています。

私は、平成12年夏から千葉県救急・災害医療連絡協議会の小児救急医療体制検討部会長を務め、千葉県小児科医会の実態調査に基づいて千葉県の8医療圏を小児救急では12医療圏に分ける事、初期診療と二次病院の関係を地域の事情により実現可能な3つにパターン化できる事を提案したほか、県側からは当面は現8医療圏に4カ所程度の拠点病院を整備すべし、との提案を加味した「小児救急医療体制の充実に関する提言」をまとめて昨年10月、堂本知事宛に提出し、それに基づき幾つかの地域では体制づくりが始められています。

私どもは一昨年来、この緊急の課題にどう対処すべきかを考えてまいりました。当院職員、とくに小児科医をはじめ医師達は、この千葉県の小児救急医療の窮状を見て、可能な範囲で何か協力しなければ、と積極的に考えを巡らして参りました。

本来なら私ども千葉県こども病院は、可能であれば米国・カナダ等のようにあらゆる小児救急患者さまにいつでも対応出来る体制をとることが理想でありましようが、わが国のこども病院は高度専門医療が使命とされ、施設設備・組織構造・機能・理念いずれを見ても今のままでは全ての救急対応は出来ませんので、これは近い将来の課題(県としての課題)とさせていただき、先ずは前記の非常に不完全な二次受け入れ病院体制(1カ月に数日は成東病院、他は成田日赤・旭中央・当院などに転送)で運営されている山武郡・長生郡・夷隅郡を中心とした初期診療のバックアップ二次病院の中心(二次医療の補完)、そして千葉県内の二次病院では対応困難な救命救急的重症例(三次救急)の受け入れを目標とするよう準備を進めております。〔二

次の補完と三次救急]

また、全国のこども病院の会議でも昨年は小児救急医療対策をテーマ(当院も提案者)に検討しましたが、その折の結論は、

1. (小児救急問題は緊急の課題であるが)本来の高度医療は犠牲にしない
2. 救急担当医師の健康・福祉を担保する
3. しかし小児救急医療にも積極的に参画するとされ、本来業務の堅持の姿勢が大勢を占めました。

当院のマンパワーは、三次救急医療しか担わない東京近郊の主要なこども病院に比較しても遙かに貧弱であり、また千葉医療圏はたとえ小児救急医療の為といえども増床が認められないため患者さまの収容力にも強い制約があり〔現在の病床利用率92%(一般には高く85%位ですが、小児は感染症があり使用不可の病室が数%、翌日手術予約ベッドも数%を占めるため、この数字はほぼ満床状態)でも増床できず、やりくりと外来観察室増床で対応〕、一方、各地で問題化しているように多くの軽症の方々が「初期診療受診後、必要に応じ二次病院転送」のルールを無視して直接当院を利用されますと、すでに破綻状態に陥った幾つかのこども病院(都立清瀬など)のように、日常業務も救急も維持不能に陥る可能性が大きい実情で、皆様のご理解ある当院の利用が不可欠です。

この当院の救急対応は、平成14年6月頃に開始の予定ですが、前記の事情をご配慮のうえ、地元の初期診療所や医師のご紹介等を通じての受診をお願い申し上げます。

なお、これに関します詳細は現在検討中ですので随時、病院広報紙“かるがも”やホームページ上で広報してゆくつもりです。

また、毎年行いますアンケート調査ですが、内容の分析を急ぎ出来ることから改善・実行に努めております。今後ともご協力をよろしくお願い致します。

終わりに、一昨年秋にユニセフ「児童の権利に関する条約」をわが国も批准した件に因み、昨年6月、それまでの当院の基本理念を改正・増補し、さらに「患者さまの権利」を文章化して院内に掲示しましたので以下に示します。

今年も皆様のご健康で充実した一年を過ごされますよう祈念して結びと致します。

患者さまとご家族の権利

私たちは、患者さまとご家族の権利を尊重し、十分な説明と合意に基づいた医療を行います。

1. 適切な医療を受ける権利
2. 人格を尊重される権利
3. 医療に関して知る権利
4. プライバシーを守られる権利

千葉県こども病院の基本理念

私達は、県立の小児医療施設職員としての自覚を持ち「児童の権利に関する条約」の基本理念のもと、すべてのこどもの基本的人権を擁護し、すべてのこどもが私達に実現可能な最高水準の医療と保健サービスを受けられるように日々努力し、未来あるこどもたちの心身の健全な育成をめざします

私達の目標

私達は、

1. こどもの^{いのち}生命と安全を第一に考えます
(こどもの^{いのち}生命と安全を第一に)
2. こどもたちをひとりの人間として、その尊厳と権利を守ります
(人間としての尊厳と権利の擁護)
3. 患者さま中心の最良の医療を提供し、サービスの向上につとめます
(最良の医療の提供とサービス向上)
4. 患者さまやご家族に十分な情報を提供し、開かれた病院をめざします
(積極的な情報提供)
5. 病院運営に主体的に参画し、病院経営の健全化につとめ、働きがいのある病院をめざします
(病院運営への参加と働きがいの追求)

